

今回のテーマ「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置-続報③」について

情報通信第103号の続報です。水際対策強化が発表になりました。

詳しくは厚生労働省HPを確認ください。↓↓

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

2023.1.4



令和5年1月8日以降、中国(香港・マカオを除く)から 入国される方へ

令和5年1月8日午前0時(日本時間)以降(※)に入国される方について、

- ・ 中国(香港・マカオを除く)に渡航歴(7日以内)のある全ての方及び
 - ・ 中国(香港・マカオを除く)からの直行便で入国される方については
- 以下のとおり水際措置が適用されます。

※ 搭乗する航空機の到着予定時刻が、令和5年1月8日午前0時(日本時間)以降の入国者が対象です。

Visit Japan Web の登録	有効なワクチン接種証明書	出国前検査証明書 (※)	到着時検査	入国後待機
必要	あり	必要	あり	なし
	なし			

※ 中国(香港・マカオを除く)から直行便で入国されない方については、有効なワクチン接種証明書を所持している場合、出国前検査証明書は求められません。

- [Visit Japan Web](#)より、検疫手続きの事前登録を行ってください。
[Visit Japan Web](#)の登録がない場合、検疫での書類確認等に大変時間がかかりますので、必ず利用するようにしてください。
- 入国時検査の結果が陽性の場合、検疫所長の指示に従い、検疫所長の指定する宿泊療養施設等での療養が必要になります。

Visit Japan Web

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>